

鶴田町  
介護保険事業計画  
老人保健福祉計画  
(第6期)

平成27年3月  
青森県 鶴田町

# 介護保険事業計画

## 第1章 総論

1	計画作成の趣旨	1
2	計画の性格と位置付け	1
3	計画期間	2
4	日常生活圏域	2
5	計画の作成体制	2
6	計画の進行管理	3

## 第2章 高齢者の現状

1	人口構造	4
2	高齢者のいる世帯の状況	5
3	介護保険被保険者の状況	6
4	要介護認定者の状況	7
5	高齢者のニーズ	8

## 第3章 介護サービスの現状と評価

1	地域支援事業	10
	・包括的支援事業	
	・一次予防事業	
	・二次予防事業	
	・任意事業	
2	介護保険サービス	13
	・居宅サービス	
	・地域密着型サービス	
	・施設サービス	
3	介護保険給付費の推移	19

## 第4章 高齢者を取り巻く状況を推計

1	人口の推計	20
2	介護保険被保険者の推計	20
3	要介護認定者の推計	21

## 第5章 基本理念と基本目標

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3

## 第6章 具体的な施策と計画の円滑な運営のために

- 1 地域支援事業と介護予防・日常生活支援総合事業・・・ 2 4
  - ・地域包括支援センターの運営
  - ・地域包括支援センターと包括的支援事業
  - ・一次予防事業
  - ・二次予防事業
  - ・地域包括支援センター運営協議会
  - ・在宅介護支援センター
- 2 サービス提供施設・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 7
- 3 介護サービス基盤の整備・・・・・・・・・・・・ 2 7
- 4 制度の普及と介護給付等の適正化・・・・・・・・ 2 8
- 5 高齢者が暮らしやすい住環境整備・・・・・・・・ 2 8

## 第7章 将来設計

- 1 地域支援事業の推計・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9
- 2 介護保険サービスの推計・・・・・・・・・・・・ 3 0
  - ・事業量
  - ・給付費
- 3 介護保険総費用・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4
- 4 第6期介護保険料・・・・・・・・・・・・・・ 3 4
- 5 平成32年度と37年度の推計・・・・・・・・・・・・ 3 6

## 資料編

- 鶴田町介護保険事業計画作成委員会設置要綱・・・・・・・・ 3 7
- 介護保険事業計画作成委員会名簿・・・・・・・・・・・・ 3 9
- 介護保険事業計画作成検討会名簿・・・・・・・・・・・・ 4 0
- 介護保険事業計画作成委員会及び検討会開催状況・・・・ 4 1
- アンケート（ニーズ）調査実施状況・・・・・・・・・・・・ 4 1

# 第 1 章

## 総 論

## 1 計画作成の趣旨

わが国は少子化とあいまって高齢化が急速に進行し、平成25年の高齢化率は25.1%に達し、超高齢社会を迎えています。

当町においても高齢化は進行しており、平成26年9月末現在の高齢化率は31.5%と国や県を上回る高い水準を示し、3.2人に1人が高齢者となっています。高齢者人口は今後も増加を続け、ベビーブーム世代、いわゆる団塊の世代が高齢者となる平成27年の高齢化率は32.6%、さらに後期高齢者となる37年には39.0%になるものと推計されます。

このような高齢化の進行は、従来の様々な社会システムに影響を与え、個人の生活から社会構造にわたる社会全体に大きな変化をもたらすことから、これに見合った新たな社会システムを構築することが必要となっています。

町では、高齢者を地域全体で支援するため第5期介護保険事業計画を策定し、積極的に対策を講じてきました。しかし、高齢者が増え続けているなかで、要介護認定者、サービス利用が増加し、給付費も上昇し続けていること、また、サービスの利用がその高齢者の要介護状態の改善につながり難いことなど、多くの課題を抱えています。

介護保険事業計画は、安定した事業運営のため3年を1期として定めるものとされています。今期計画の目標年となる3年後の平成29年度を見据え、さらに今後迎えることになる高齢化のピークにあっても、様々な課題の改善に取り組みながら、事業を継続的かつ着実に進めていくことが重要であることを念頭におき、第6期介護保険事業計画を作成することとしました。

## 2 計画の性格と位置付け

計画作成にあたり「鶴田町総合計画」を基本とし、「老人保健福祉計画」及び関連計画、「健康つるた21「鶴の里健康長寿の町」宣言」等の施策、「鶴田町朝ごはん条例」との一体性、調和を図ります。

また、事業実施にあたり「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（厚生労働省告示）」、「あおもり高齢者すこやか自立プラン2015」との整合を図ります。

### 3 計画期間

介護保険法第117条第1項に、介護保険事業計画は、安定した事業運営のため3年を1期として定めるものと規定されています。

この計画は、平成27年度から29年度までの3年間を計画期間とします。

### 4 日常生活圏域

日常生活圏域は、町民が日常生活を営んでいる地域の地理的、社会的条件等を勘案するための単位です。

この計画では、町の規模や現状、介護サービスの展開実績等を踏まえ、町全域を一体的に捉えることとし、1圏域を設定します。

### 5 計画の作成体制

この計画が、介護サービスの水準や保険料算定の基礎となることから、サービスの受け手であり保険料の納付者でもある町民の意見等を取り入れ、高齢者のニーズ、人口、要介護認定者、給付費等の動向を的確に把握、分析し、これらを基に今後必要となるサービスを見込み、できる限り過不足のない将来推計をします。

計画作成にあたり、次の検討会及び委員会を設置しました。

介護保険事業計画作成検討会（平成26年6月10日設置）

保健、福祉、医療に携わる実務者により組織し、検討を重ねました。また、必要に応じ随時意見の聞き取りを行うなど、専門的な立場から計画原案作成への協力をお願いしました。

介護保険事業計画作成委員会（平成27年2月20日設置）

町議会議員、保健、福祉、医療関係者、被保険者代表等により組織し、計画原案の審議等をお願いしました。

## 6 計画の進行管理

計画を円滑に実施していくため、「鶴田町地域包括支援センター運営協議会」を進行管理機関として位置付け、定期的な分析と評価を行っていきます。

## 第2章

### 高齢者の現状

## 1 人口構造

平成26年9月末現在の町の総人口は13,859人、高齢者人口は4,365人、高齢化率は31.5%で、3.2人に1人が高齢者となっています。

総人口が減少しているなかで、高齢者人口は増加を続けており、高齢化が進行しています。高齢化率は国や県に比べ高い水準で推移しています。

(人・%)

区分	平成2年	7年	12年	17年	22年	23年	24年	25年	26年
総人口	16,306	16,126	15,795	15,218	14,270	14,237	14,064	13,901	13,859
40歳未満	8,067	7,254	6,679	6,002	5,134	5,017	4,921	4,786	4,711
40～64歳	5,721	5,803	5,372	5,132	4,879	4,963	4,872	4,809	4,783
65～69歳	854	1,071	1,188	1,034	945	923	971	983	1,018
70～74歳	634	797	984	1,109	981	973	882	922	917
75～79歳	561	562	708	872	997	977	1,027	969	960
80～84歳	292	419	462	557	714	739	749	762	784
85歳以上	177	220	402	512	620	645	642	670	686
前期高齢者人口	1,488	1,868	2,172	2,143	1,926	1,896	1,853	1,905	1,935
比率	9.1	11.6	13.8	14.1	13.5	13.3	13.2	13.7	14.0
後期高齢者人口	1,030	1,201	1,572	1,941	2,331	2,361	2,418	2,401	2,430
比率	6.3	7.4	10.0	12.8	16.3	16.6	17.2	17.3	17.5
高齢者人口	2,518	3,069	3,744	4,084	4,257	4,257	4,271	4,306	4,365
高齢化率 町	15.4	19.0	23.7	26.8	29.8	29.9	30.4	31.0	31.5
青森県	12.9	16.0	19.6	22.7	25.8	26.1	27.0	27.9	
全国	12.1	14.6	17.4	20.2	23.0	23.3	24.1	25.1	

※国勢調査人口

※平成23～25年は3月末現在、26年は9月末現在の住民基本台帳人口

## 2 高齢者のいる世帯の状況

平成22年の町の総世帯は4,402世帯で、人口の減少に反し増加しています。

核家族化が進んでいることの現れであり、住宅地の新規開発や自動車の普及による生活圈域の拡大等が影響しているものと考えられます。

高齢化の進行に伴い、高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯も増加しており、高齢者施策を展開する際に考慮すべき点となっています。

(世帯・%)

区分	平成2年	7年	12年	17年	22年
総世帯	4,178	4,334	4,396	4,394	4,402
高齢者のいる世帯	1,880	2,204	2,532	2,667	2,777
比率 町	45.0	50.9	57.6	60.7	63.1
青森県	30.6	34.4	38.8	42.9	45.8
全国	16.2	19.7	23.8	27.6	37.3
高齢者単独世帯	161	238	323	355	468
比率 町	3.9	5.5	7.3	8.1	10.6
青森県	3.7	4.9	6.6	8.2	9.9
全国	2.8	3.6	4.7	6.0	9.2
高齢者夫婦世帯	185	281	363	411	456
比率 町	4.4	6.5	8.3	9.4	10.4
青森県	4.1	5.7	7.4	8.8	9.8
全国	5.2	6.7	8.2	9.5	10.1

※国勢調査世帯

### 3 介護保険被保険者の状況

#### 被保険者

第1号被保険者（65歳以上）は増加傾向を、第2号被保険者（40歳から64歳まで）は減少傾向を示しています。

(人)

区分	平成23年度	24年度	25年度	26年度
第1号被保険者	4,265	4,276	4,319	4,370
65歳以上75歳未満	1,894	1,853	1,907	1,938
75歳以上	2,371	2,423	2,412	2,432
第2号被保険者	4,963	4,872	4,809	4,783
計	9,228	9,148	9,128	9,153

※平成26年度は9月末現在

※町外の施設（住所地特例施設）への入所者等があるため人口とは一致しない

#### 所得段階別第1号被保険者

第1号被保険者は、その所得等により第1段階から6段階までに区分され、保険料が賦課されます。

景気の動向次第では、所得の低い階層である第1段階から3段階までの人数が増えることによる減収が懸念され、介護保険財政における課題となっています。

(人・%)

区分	平成23年度		24年度		25年度		26年度	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
第1段階	173	4.1	178	4.2	171	4.0	170	3.9
第2段階	1,445	33.9	1,376	32.2	1,331	30.8	1,389	31.8
第3段階	549	12.9	537	12.6	553	12.8	580	13.3
第4段階	1,416	33.2	1,472	34.4	1,461	33.8	1,403	32.1
第5段階	554	13.0	557	13.0	625	14.5	654	15.0
第6段階	128	3.0	156	3.6	178	4.1	174	4.0
計	4,265	100.0	4,276	100.0	4,319	100.0	4,370	100.0

※平成26年度は9月末現在

## 第5期計画の所得段階別の保険料月額と年額

段階	世帯	本人		基準額 ×割合	保険料月額	保険料年額
第1段階	住民税 非課税	住民税 非課税	生活保護受給者の方、 老齢福祉年金受給者の方	×0.5	2,900円	34,800円
第2段階			課税年金等収入金額が 80万円以下の方	×0.5	2,900円	34,800円
第3段階			第2段階に該当しない方	×0.75	4,350円	52,200円
第4段階 〔基準額〕	住民税 課税	住民税 課税		×1.0	5,800円	69,600円
第5段階			合計所得金額が 190万円未満の方	×1.25	7,250円	87,000円
第6段階			合計所得金額が 190万円以上の方	×1.5	8,700円	104,400円

## 4 要介護認定者の状況

要支援、要介護認定者は、平成24年度に一旦減少に転じ41人減の841人となりましたが、その後再び増加傾向を示し26年9月末には871人となっています。

(人・%)

区分	平成23年度		24年度		25年度		26年度	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
要支援1	113	13.2	114	13.9	111	13.5	124	14.6
要支援2	109	12.7	94	11.4	106	12.9	98	11.5
要支援計	222	25.9	208	25.3	217	26.4	222	26.1
要介護1	168	19.6	170	20.7	178	21.7	182	21.4
要介護2	130	15.2	131	15.9	140	17.0	134	15.8
要介護3	113	13.2	102	12.4	100	12.2	111	13.1
要介護4	125	14.6	119	14.5	103	12.5	115	13.5
要介護5	100	11.7	93	11.3	84	10.2	86	10.1
要介護計	636	74.1	615	74.7	605	73.6	628	73.9
第1号被保険者計 (要支援+要介護)	858	100.0	823	100.0	822	100.0	850	100.0
認定率	20.1		19.2		19.0		19.5	
第2号被保険者計	24		18		20		21	
認定率	0.5		0.4		0.4		0.4	

※平成26年度は9月末現在

## 5 高齢者のニーズ

高齢者を対象にアンケート（ニーズ）調査を実施し、主に要介護認定を受けていない3,405人の回答結果を基礎資料とし、今後必要となるサービスの種類や量を見込むなど、この計画に反映させました。

### アンケート（ニーズ）調査の概要

#### リスク該当の状況

高齢者が抱える可能性がある6種類のリスクのいずれかに該当する方は2,196人（64.5%）でした。

リスク毎の件数は、認知機能の低下が最も多く1,439件（28.9%）、続いてうつ病の可能性が909件（18.3%）、運動機能の低下が774件（15.6%）、口腔機能の低下が736件（14.8%）でした。以下、閉じこもり432件、低栄養状態86件などとなっています。

#### 二次予防事業対象者の状況

アンケートには二次予防事業対象者を把握するための質問25項目も含んでおり、そのうち10項目以上に該当し二次予防事業対象者と把握された方は597人（17.5%）でした。

地区別では、本町地区176人、水元地区145人、六郷地区91人、梅沢地区71人、上三地区70人、下四地区44人となっています。また、年代別では70歳代が220人、80歳代が253人で対象者の大半を占めています。

#### 介護予防事業等への参加意向

介護を予防するための事業への参加意向の件数は、「体力や足腰の衰えの予防に取り組みたい」が最も多く1,450件（23.9%）、続いて「認知症を予防するため脳の活性化に取り組みたい」が1,006件（16.6%）、「気の合う人たちとの仲間づくりに参加したい」が966件（15.9%）でした。以下、「食事の栄養管理」539件、「町内行事や奉仕活動」435件、「口腔機能の向上」308件、「困っている世帯の安否確認や手伝い」183件などとなっています。

反対に「参加したいと思わない」との回答は698件（11.5%）となっており、

理由として、仕事（農業）や趣味が忙しいとの回答が多くありました。

#### サービスの利用希望

現在、利用したいと思うサービスの種類の件数は、病院等への送迎が最も多く409件（15.5%）、続いて部屋の掃除や洗濯の手伝いが213件（8.1%）、買い物や食事の準備の手伝いが201件（7.6%）、入浴や着替えの手伝いが71件（2.7%）でした。

反対に利用しないとの回答は1,706件（64.5%）となっています。

#### 介護サービスの利用希望

必要になった時に利用したいと思う介護サービスの種類の件数は、通所介護が最も多く922件（15.3%）、続いて訪問介護615件（10.2%）、施設入所530件（8.8%）でした。以下、住宅改修452件、福祉用具貸与445件、居宅療養管理指導437件、通所リハビリテーション413件、訪問看護393件などとなっています。

反対に利用しないとの回答は647件（10.7%）となっています。

## 第3章

### 介護サービスの現状と評価

## 1 地域支援事業

### 包括的支援事業

#### 介護予防ケアマネジメント業務

二次予防事業対象者や要支援認定者が要介護状態になることを予防するため、一人ひとりにとって最適なケアプランの作成とサービス利用後の評価を行っています。

区分		平成23年度	24年度	25年度	26年度見込
ケアプラン作成件数 (件・年間)	要支援1	1,027	1,107	1,102	1,184
	要支援2	1,226	992	985	1,014
	計	2,253	2,099	2,087	2,198

#### 総合相談支援業務

様々な相談を受け付け、高齢者の状況を把握し、必要に応じ適切なサービスや制度利用につなぐ等の支援を行っています。

区分	平成23年度	24年度	25年度	26年度見込
総合相談件数 (件・年間)	165	185	216	216

#### 権利擁護業務

高齢者の虐待を防ぎ権利を擁護するため、権利擁護事業や成年後見制度等を活用し支援を行っています。

#### 包括的、継続的ケアマネジメント業務

在宅時や施設入所時等、変化する高齢者の状況に応じ、地域の関係者と連携しながら、ニーズに応じたサービスや制度を活用し支援を行っています。

## 一次予防事業

### ニコニコ教室

高齢者と地域との交流、とじこもり防止、生活機能の維持向上等を図るため、町内17箇所において、体操や運動、口腔機能や脳機能訓練、栄養改善の指導等をレクリエーションやゲーム形式で行っています。

区分	平成23年度	24年度	25年度	26年度見込
ニコニコ教室参加者数（人・年間）	3,986	2,704	2,808	2,565

## 二次予防事業

### 二次予防事業対象者把握事業、通所型介護予防事業

基本チェックリストと生活機能評価により把握決定した二次予防事業対象者に、通所型介護予防事業を行っています。

## 任意事業

### 介護教室、介護者の集い

介護教室では、介護予防をより身近なものに感じてもらうため、歯科医師や栄養士による講話等を開催しています。また、介護者の集いでは、介護が必要な高齢者を抱える家族の介護知識の向上や精神的負担を軽減するため、介護の体験や悩み事相談を行っています。

区分	平成23年度	24年度	25年度	26年度見込
介護教室参加者数（人・年間）	150	29	57	62

### 高齢者紙おむつ給付事業

介護度が高くおむつ交換が必要な高齢者の在宅生活を支援するとともに、その家族の経済的負担を軽減するため、紙おむつ券を交付しています。

区分	平成23年度	24年度	25年度	26年度見込
紙おむつ券交付者数（人・年間）	16	25	20	22

### 認知症サポーター養成講座

認知症への正しい理解とサポートの輪を広げていくため、各地区において認知症サポーター養成講座を開催しています。

区分	平成23年度	24年度	25年度	26年度見込
認知症サポーター数（人・年間）	276	53	169	161

## 2 介護保険サービス

介護保険サービスの利用状況等は次のとおりです。

### 居宅サービス

#### 訪問介護（ホームヘルプ）

介護保険制度の浸透とともに、微増傾向が続いています。

区分		平成23年度	24年度	25年度	26年度見込
予防	利用回数（回・年間）	2,558	2,283	2,457	2,499
	利用者数（人・年間）	516	463	457	461
	一人当たり利用回数（回／人）	5.0	4.9	5.4	5.4
介護	利用回数（回・年間）	12,696	15,989	16,520	16,838
	利用者数（人・年間）	1,613	1,842	1,804	1,723
	一人当たり利用回数（回／人）	7.9	8.7	9.2	9.8

#### 訪問入浴介護

介護度の高い高齢者が在宅での生活を維持するために有効なサービスであるため、継続してサービスを展開していくことが重要です。

区分		平成23年度	24年度	25年度	26年度見込
予防	利用回数（回・年間）				
	利用者数（人・年間）				
	一人当たり利用回数（回／人）				
介護	利用回数（回・年間）	174	323	343	173
	利用者数（人・年間）	37	70	70	36
	一人当たり利用回数（回／人）	4.7	4.6	4.9	4.8

## 訪問看護

在宅での介護において、必要性が高まっていくものと考えられます。

区分		平成23年度	24年度	25年度	26年度見込
予防	利用回数（回・年間）			36	27
	利用者数（人・年間）			8	7
	一人当たり利用回数（回／人）			4.5	3.9
介護	利用回数（回・年間）	206	587	494	573
	利用者数（人・年間）	56	68	79	82
	一人当たり利用回数（回／人）	3.7	8.6	6.3	7.0

## 訪問リハビリテーション

西北地域において慢性的に理学療法士、作業療法士が不足しているため、極端に増加することは無いものと考えられます。

区分		平成23年度	24年度	25年度	26年度見込
予防	利用回数（回・年間）				
	利用者数（人・年間）				
	一人当たり利用回数（回／人）				
介護	利用回数（回・年間）	144	186	125	94
	利用者数（人・年間）	24	31	24	26
	一人当たり利用回数（回／人）	6.0	6.0	5.2	3.6

## 居宅療養管理指導

町内にサービス提供基盤が無く、すべて町外のサービス利用となっています。

包括ケアの一環として捉え、利用を促していくことが重要です。

区分		平成23年度	24年度	25年度	26年度見込
予防	利用回数（回・年間）		1		
	利用者数（人・年間）		1		
	一人当たり利用回数（回／人）		1.0		
介護	利用回数（回・年間）	34	32	33	7
	利用者数（人・年間）	21	21	17	5
	一人当たり利用回数（回／人）	1.6	1.5	1.9	1.4

通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）

増加傾向が続くものと考えられますが、予防から取り組むことで、介護が大幅増とならないことが期待されます。

通所介護

区分		平成23年度	24年度	25年度	26年度見込
予防	利用回数（回・年間）	12,357	11,123	12,104	12,996
	利用者数（人・年間）	1,896	1,766	1,842	1,903
	一人当たり利用回数（回／人）	6.5	6.3	6.6	6.8
介護	利用回数（回・年間）	21,433	24,348	24,630	23,966
	利用者数（人・年間）	2,873	3,072	2,939	2,794
	一人当たり利用回数（回／人）	7.5	7.9	8.4	8.6

通所リハビリテーション

区分		平成23年度	24年度	25年度	26年度見込
予防	利用回数（回・年間）	863	814	570	718
	利用者数（人・年間）	136	125	83	96
	一人当たり利用回数（回／人）	6.3	6.5	6.9	7.5
介護	利用回数（回・年間）	2,859	2,638	2,609	2,606
	利用者数（人・年間）	350	327	330	319
	一人当たり利用回数（回／人）	8.2	8.1	7.9	8.2

## 短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護

町を取り巻く施設の状況等から、ショートステイと他の居宅サービスを併用する形は多くなるものと考えられます。

在宅での生活を望む高齢者とその家族にとって有効なサービスであるため、農繁期や緊急時等も含め、利用希望に添いながらサービスを展開していくことが重要です。

### 短期入所生活介護

区分		平成23年度	24年度	25年度	26年度見込
予防	利用回数（回・年間）	124	96	58	22
	利用者数（人・年間）	9	13	10	5
	一人当たり利用回数（回／人）	13.8	7.4	5.8	4.4
介護	利用回数（回・年間）	4,794	5,914	5,906	5,513
	利用者数（人・年間）	397	434	428	461
	一人当たり利用回数（回／人）	12.1	13.6	13.8	12.0

### 短期入所療養介護

区分		平成23年度	24年度	25年度	26年度見込
予防	利用回数（回・年間）			17	
	利用者数（人・年間）			3	
	一人当たり利用回数（回／人）			5.7	
介護	利用回数（回・年間）	256	581	578	449
	利用者数（人・年間）	27	56	56	57
	一人当たり利用回数（回／人）	9.5	10.4	10.3	7.9

## 福祉用具貸与

介護保険制度の開始以来、利用は着実に増加しています。

区分	利用者数（人・年間）			
	平成23年度	24年度	25年度	26年度見込
予防	350	384	358	422
介護	1,378	1,574	1,506	1,452

## 特定福祉用具購入

福祉用具購入の内容を見ると、ポータブルトイレと入浴補助用具が大半を占めており、排泄や入浴行為が介護の中で重要な位置にあることがうかがわれます。

区分	利用者数（人・年間）			
	平成23年度	24年度	25年度	26年度見込
予防	8	10	8	12
介護	46	28	22	24

## 住宅改修

住宅改修の内容を見ると、手すりの取り付け、段差解消、便器の取り替えが多くなっています。介護度が高くなる原因として最も多いとされる転倒、骨折を未然に防ぐためにも必要となります。

区分	利用者数（人・年間）			
	平成23年度	24年度	25年度	26年度見込
予防	16	11	10	16
介護	37	20	23	16

## 特定施設入居者生活介護

区分	利用者数（人・年間）			
	平成23年度	24年度	25年度	26年度見込
予防				
介護	15	24	24	24

## 居宅介護支援（ケアマネジメント）

予防のケアプランは地域包括支援センターが、介護のケアプランは居宅介護支援事業所が作成しています。

プラン作成からサービス利用後の評価を通じ、真に必要で効果的なサービスを盛り込んだプランにしていくことが重要です。

区分	利用者数（人・年間）			
	平成23年度	24年度	25年度	26年度見込
予防	2,253	2,099	2,087	2,198
介護	3,483	3,888	3,760	3,561

## 地域密着型サービス

### 地域密着型認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

現在、町には8箇所、126床のグループホームがあります。

従来は認知症により在宅での生活が困難な場合の入所でしたが、現在は程度にかかわらず即入所する傾向にあるため、今後は入所の適正化が重要となります。

区分	利用者数（人・年間）			
	平成23年度	24年度	25年度	26年度見込
予防	12	32	20	45
介護	1,468	1,444	1,465	1,452

### 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第5期計画期間中には町立中央病院の無床化が予定され、療養病床に入院中の高齢者と、入所を待機している高齢者への対応をとることが急務であったことから、29床の整備を促しました。

平成25年11月に「鶴のまどい」29床が新規開設され、現在の利用はほぼ満床となっています。

区分	利用者数（人・年間）			
	平成23年度	24年度	25年度	26年度見込
介護老人福祉施設			125	348

## 施設サービス

近隣も含めてほぼ満床、待機者がいる状態となっています。

介護老人福祉施設への入所要件が見直しされ、やむを得ない事情がある場合を除き、原則として要介護3以上の方が入所できることとされたため、今後は入所の重点化が重要となります。

利用者数（人・年間）

区分	平成23年度	24年度	25年度	26年度見込
介護老人福祉施設	892	777	756	698
介護老人保健施設	799	746	800	789
介護療養型医療施設	194	221	272	230

## 3 介護保険給付費の推移

第5期計画期間における給付費は、介護報酬の1.2%、0.63%増改定の他、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護「鶴のまどい」の新規開設に伴うサービス利用の増がありました。平成24年度に要介護認定者が一旦減少に転じたこともあり、計画作成時の見込額を229,909千円下回りました。その結果として介護保険給付費準備基金におよそ36,000千円積み立てしています。

(円)

区分	平成24年度	25年度	26年度見込	合計
介護予防サービス	70,010,782	70,515,928	74,631,300	215,158,010
介護予防支援	8,750,280	8,772,120	9,268,347	26,790,747
地域密着型介護予防サービス	6,505,326	4,094,577	8,437,224	19,037,127
介護予防サービス計	85,266,388	83,382,625	92,336,871	260,985,884
居宅サービス	371,511,568	384,396,910	361,702,895	1,117,611,373
居宅介護支援	53,475,869	52,237,876	49,384,812	155,098,557
地域密着型介護サービス	352,504,521	373,823,046	443,672,061	1,169,999,628
介護保険施設サービス	446,881,410	473,369,409	458,460,551	1,378,711,370
介護サービス計	1,224,373,368	1,283,827,241	1,313,220,319	3,821,420,928
高額介護サービス	37,214,042	39,242,935	43,350,269	119,807,246
高額医療合算介護サービス	3,761,675	2,967,880	4,278,263	11,007,818
特定入所者介護サービス	60,998,610	69,145,070	83,468,840	213,612,520
審査支払手数料	1,564,595	1,512,982	1,495,104	4,572,681
介護保険給付費合計	1,413,178,678	1,480,078,733	1,538,149,666	4,431,407,077
第5期計画の給付費見込	1,466,720,000	1,536,417,000	1,658,180,000	4,661,317,000

## 第4章

高齢者を取り巻く状況を推計

## 1 人口の推計

これまでの国勢調査人口と住民基本台帳人口を基に推計しました。

この計画の目標年となる平成29年の総人口は13,013人、高齢者人口は4,557人、高齢化率は35.0%で、2.9人に1人が高齢者になるものと推計されます。

(人・%)

区分	平成27年	28年	29年
総人口	13,577	13,295	13,013
40歳未満	4,539	4,368	4,196
40～64歳	4,609	4,434	4,260
65～69歳	1,033	1,048	1,063
70～74歳	930	944	957
75～79歳	974	988	1,002
80～84歳	796	807	819
85歳以上	696	706	716
前期高齢者人口	1,963	1,992	2,020
比率	14.5	15.0	15.5
後期高齢者人口	2,466	2,501	2,537
比率	18.2	18.8	19.5
高齢者人口	4,429	4,493	4,557
高齢化率	32.6	33.8	35.0

## 2 介護保険被保険者の推計

被保険者

人口推計とこれまでの被保険者を基に推計しました。

(人)

区分	平成27年度	28年度	29年度
第1号被保険者	4,429	4,493	4,557
65歳以上75歳未満	1,963	1,992	2,020
75歳以上	2,466	2,501	2,537
第2号被保険者	4,609	4,434	4,260
計	9,038	8,927	8,817

### 所得段階別第1号被保険者

これまでの所得段階別の構成比を基に推計しました。

(人)

区分	平成27年度	28年度	29年度
第1段階	1,603	1,626	1,646
第2段階	381	386	392
第3段階	190	193	196
第4段階	1,111	1,127	1,143
第5段階	368	373	378
第6段階	395	400	407
第7段階	219	223	226
第8段階	84	86	88
第9段階	78	79	81
計	4,429	4,493	4,557

### 3 要介護認定者の推計

人口推計とこれまでの認定率を基に推計しました。

(人・%)

区分	平成27年度	28年度	29年度
要支援1	128	130	133
要支援2	101	103	105
要支援計	229	233	238
要介護1	188	191	195
要介護2	138	141	144
要介護3	114	117	119
要介護4	119	121	123
要介護5	89	90	92
要介護計	648	660	673
第1号被保険者計 (要支援+要介護)	877	893	911
認定率	19.8	19.9	20.0
第2号被保険者計	20	20	20
認定率	0.4	0.5	0.5

## 第5章

### 基本理念と基本目標

## 1 基本理念

### 将来像

町においても高齢化が進行しているなかで、高齢者がこれまで生活してきた地域で、知識、技術、経験を生かしていきいきと活躍し、介護が必要な状態になったとしても、尊厳を保ちながら、ゆったりと日々を過ごすことができる、町を創りあげることが望まれます。

そのためには、高齢者同士、高齢者と他の世代とが、お互いを認め合い、支え合って生きていく地域社会を築くとともに、介護予防の取り組みや、安心して受けられるサービス基盤の整備等を進めていく必要があります。

### 町の特性

町の人口が急激な伸びをみせたのは昭和34年から54年あたりまでの20年間でした。その後、移住してきた多くの方々が従来から在住していた方々とともに、住民活動を活発に行うようになってきています。このような背景から、ともに支え合う地域社会の土壌はできあがっているものと考えます。

### 町の基本姿勢

町では、すべての町民が健康で長生きできる健康長寿の町を目指しており、病気の早期発見、早期治療はもとより、健康増進と疾病予防のための「一次予防」を重視して、「健康つるた21」や「朝ごはん条例」を制定しています。

「鶴田町総合計画」では、町民一人ひとりが健康に対する意識を持ち、自主的な健康づくりに取り組むことにより、疾病を予防し、介護を必要としない健康なまちづくりを推進していくことを掲げています。そのために、特定健診をはじめ各種がん検診を受け、生活習慣を見直すための保健指導、健康教育、健康相談を利用し、生活習慣病を予防するまちを目指すこと。また、行政と地域住民のパイプ役である行政推進員、保健協力員、食生活改善推進員等の地区組織が連携し、「自分の健康は自分で守り、つくる」という意識を持つことのできるまちを目指すこととしています。

このように、町では介護予防の基本ともいえるべき健康づくりについて、先駆的な考え方で取り組みを続けているところです。

この特色を生かしながら更に創意工夫し、「ともに楽しみ、ともに支え合い、安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を基本理念として、この計画を推進していきます。

## 2 基本目標

基本理念を実現するため、基本目標を以下のように設定します。

### 介護予防の推進

高齢者が要介護状態に陥ることなく、健康に生活を送れることは極めて重要です。そのため、要介護状態になったり、要介護状態が悪化したりすることを回避する介護予防を積極的に推進します。

### 介護サービス基盤の整備

高齢者の増加に伴い、介護を必要とする高齢者、寝たきりや認知症の高齢者も増加するものと推測されます。一方で、高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯の増加、女性の社会進出等により、家庭における介護力の低下が進んでいます。

これらを踏まえ、必要となる介護職員の資質向上や施設の確保等、質的、量的なサービス基盤の整備を計画的に進めます。

### 介護給付等の適正化

高齢者に適切かつ効果的な介護サービスを提供するとともに、介護保険財政の健全な運営を確保するため、給付等の適正化に取り組みます。

### 地域支援協力体制の構築

高齢者の多くがこれまで生活してきた地域で暮らし続けることを望んでいます。そのため、地域の様々な方々により、様々な資源を活用しながら、地域全体で高齢者の生活を支える地域支援協力体制の構築に努めます。

### 計画の着実な実行

老人保健福祉計画において展開する、高齢者を支える地域づくりや人材の育成確保、高齢者の生きがいや就労対策、健康づくりなどの各施策との連携、また、計画の進行管理機関である地域包括支援センター運営協議会との連携をとりながら、計画を着実に実行していきます。

## 第6章

具体的な施策と計画の円滑な運営のために

## 1 地域支援事業と介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

### 地域包括支援センターの運営

#### 設置

地域包括支援センターの設置は、この計画で設定している日常生活圏域、1圏域にあわせ、1箇所としています。

#### 目的と業務

センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域における高齢者の生活を支える総合機関として地域支援事業の業務を行っています。

地域支援事業は、制度改正により経過措置期間を設け介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとされたため、遅くとも平成29年度から円滑に移行を進めていきます。

#### 人員配置

委託先である社会福祉協議会において、社会福祉士、看護師、主任ケアマネージャー等に加え、職員2名を増員し、チームを組み業務を行っていきます。

(人)

区分	平成27年度	28年度	29年度
社会福祉士	1	1	1
看護師	1	1	1
主任ケアマネージャー	1	1	1
ケアマネージャー	2	2	2
その他	5	5	5

## 地域包括支援センターと包括的支援事業

センターを中心とし、ケア会議の充実を図り、ケアプランの作成と評価を行う他、管内の介護支援専門員に対する研修や困難事例への助言指導、栄養士や調理員に対する調理実習や情報交換等、技術的支援を行います。

総合相談の取扱件数が年々増加し、内容も多様なものになってきているため、センターへの町の関わりを深め、それぞれの役割を明確にし、協力体制を整えます。

センターと各方面に携わる実務者により「地域ケア検討会」を組織し、連携を強めながら、「予防給付の見直し」、「生活支援サービスの体制整備」、「認知症施策の推進」、「在宅医療・介護連携の推進」について検討を重ね、業務内容を充実強化していきます。

「地域ケア検討会」において、検討する項目は以下のとおりです。

### 「予防給付の見直し」と「生活支援サービスの体制整備」

高齢者自身の能力を最大限いかしながら、より効果的、効率的な支援をするため、予防給付の一部を見直しし、町が主体となり、事業者の他、高齢者を含めた町民等多様な担い手とし介護予防や生活支援を行う体制を整備。

- ・ 要支援認定者が受けるサービスのうち、通所介護、訪問介護について、予防給付から介護予防・日常生活支援総合事業に移行。
- ・ 地域支え合い推進員（コーディネーター）と協議体の設置
- ・ 担い手の養成とサービスの開発
- ・ 関係者のネットワーク化
- ・ ニーズとサービスのマッチング

### 「認知症施策の推進」

認知症の高齢者とその家族を支援するため、認知症への正しい理解と適切な対応、早期診断等の施策を推進。

- ・ 認知症地域支援推進員と初期集中支援チームの設置
- ・ 認知症ケア向上推進事業の実施
- ・ 市民後見人の育成、支援組織の体制整備
- ・ 認知症サポーターの養成と普及

## 「在宅医療・介護連携の推進」

医療と介護を必要とする高齢者に在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、双方の連携を推進。

- ・在宅医療と介護サービスの資源把握
- ・課題抽出と対応協議
- ・関係者への相談や情報共有の支援と研修
- ・24時間365日のサービス提供体制の構築
- ・地域への普及啓発
- ・関係市町村間の連携

## 一次予防事業

ニコニコ教室の参加者が減少傾向にあるため、メニューを見直しし、普及啓発を進め、より多くの参加を促していきます。また、体操や運動教室の他、参加者の大半が女性となっているため、男性向けの一次予防の取り組みも検討していきます。

## 二次予防事業

予防給付を見直しする時期に向けて、通所型と訪問型の介護予防事業について、対象者の把握決定方法や実施方法等、あり方を検討し、リスクを持つ高齢者や介護非該当者に参加を促していきます。

## 地域包括支援センター運営協議会

センターの運営については、その性格上、公正、中立性の確保が強く求められるため、これを協議、評価する場として「鶴田町地域包括支援センター運営協議会」を組織し、関与していく体制を整えています。

運営協議会は、この計画の進行管理機関としての役割も持つことから、介護保険事業を進めていくうえで必要となる事項を積極的に議題とし、ひろく意見交換、合意形成のできる場としていきます。また、定期的な分析と評価を行い、その結果に基づいた対策をとっていきます。

## 在宅介護支援センター

従来は基幹型在宅介護支援センターと地域型在宅介護支援センターをそれぞれ1箇所設置し、相互に連携を取りながら運営してきました。しかし、制度改正により平成18年度以降からは、基幹型在宅介護支援センターは地域包括支援センターとして再編したことで機能の充実が図られましたが、一方の地域型在宅支援センターは機能しない状態となっており、今後より手厚い高齢者の支援のため、その運営方について地域包括支援センターとともに協議、検討していきます。

## 2 サービス提供施設

### 保健福祉センター

保健福祉センター「鶴遊館」は、福祉センター、保健センター、デイサービス、社会福祉協議会事務局を含めた総合センターとして設置されています。

入浴施設、健診、健康相談室の他、集会やゲートボールなど多目的に利用できるふれあい広場等があり、生きがいや健康づくり、各種サービスの拠点として機能しています。

今後もより多くの方々に利用されるよう施設運営を行っていきます。

### 文化センター

各地区に設置されている文化センターは、高齢者の日常生活に近い場所に位置し、介護予防事業を行う際の非常に重要な施設であり、今後も地域の方々の理解を得ながら活用していきます。

## 3 介護サービス基盤の整備

### 介護サービスの質向上

事業者が行う運営推進会議を通じ、賃金や労働環境等、職員の処遇を改善する取り組みや、自らの知識と技術の向上を図り、その経験を地域に普及していく取り組みを支援していきます。

## 介護サービスの施設整備

町が事業者を指定する地域密着型サービスについて、居宅サービスの利用は落ち着いており、施設サービスの整備率は県平均より高く、給付費の伸びも懸念されることから、この計画の期間中の整備は見込まないこととします。

## 4 制度の普及と介護給付等の適正化

利用者と事業者の双方を対象に、介護保険制度の理念やサービス利用の基本的な考え方その他、平成27年度から予定されている大幅な制度改正の内容等について普及を進めます。

認定調査に携わる職員に対する研修や情報交換を行い、調査技術の向上を図ります。また、調査内容の確認、ケアプランの点検、住宅改修と福祉用具の点検、介護請求の縦覧点検、医療情報との突合等、チェック体制を強化します。さらに、グループホームなど、地域密着型サービス事業所に対する集団指導や実地指導等も計画的に行っていきます。

## 5 高齢者が暮らしやすい住環境整備

正しい福祉用具の利用方法の他、住宅の新築、改修時のバリアフリー化について普及を進めます。また、公共施設、道路、交通機関等の整備を行う際には、ユニバーサルデザインやバリアフリーなど、高齢者の視点に立ち、安全や利便性を向上させるものとなるよう、各整備計画、関係部局との連携を密にしていきます。

## 第7章

### 将来設計

## 1 地域支援事業の推計

地域支援事業の事業量、事業費を次のとおりまとめました。

### 事業量

区分		平成27年度	28年度	29年度
ケアプラン作成件数 (件・年間)	要支援1	1,293	1,325	1,370
	要支援2	1,107	1,135	1,174
	計	2,400	2,460	2,544
総合相談件数 (件・年間)		220	225	230
ニコニコ教室参加者数 (人・年間)		2,800	2,900	3,000
介護教室参加者数 (人・年間)		65	70	70
紙おむつ券交付者数 (人・年間)		28	28	28
認知症サポーター数 (人・年間)		160	160	160

### 事業費

(円)

区分		平成27年度	28年度	29年度
包括的支援事業				
	地域包括支援センター運営	21,915,000	21,915,000	21,915,000
一次予防事業				
	ニコニコ教室	5,720,000	5,720,000	5,720,000
二次予防事業				
	二次予防事業対象者把握事業	120,000	120,000	120,000
	通所型介護予防事業	1,840,000	1,840,000	1,840,000
任意事業				
	介護教室	60,000	60,000	60,000
	家族介護慰労	100,000	100,000	100,000
	紙おむつ給付	2,016,000	2,016,000	2,016,000
	成年後見制度利用支援事業	382,000	382,000	382,000
介護予防・日常生活支援総合事業		500,000	500,000	6,500,000
地域支援事業計		32,653,000	32,653,000	38,653,000

## 2 介護保険サービスの推計

介護予防、介護サービスの事業量、給付費を次のとおりまとめました。

### 事業量

#### 介護予防サービス

区分		平成27年度	28年度	29年度
介護予防サービス				
介護予防訪問介護	人数	468	480	336
介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0
	人数	0	0	0
介護予防訪問看護	回数	63	64	64
	人数	12	12	12
介護予防訪問リハビリテーション	回数	0	0	0
	人数	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人数	0	0	6
介護予防通所介護	人数	1,956	2,016	1,908
介護予防通所リハビリテーション	人数	120	144	144
介護予防短期入所生活介護	回数	60	60	60
	人数	12	12	12
介護予防短期入所療養介護	回数	0	0	30
	人数	0	0	6
介護予防福祉用具貸与	人数	540	540	552
介護予防特定福祉用具購入	人数	12	13	14
介護予防住宅改修	人数	16	16	17
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0
介護予防支援	人数	2,400	2,460	2,544
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	回数	0	0	0
	人数	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	36	36	36
介護予防通所介護	人数	12	12	12

介護サービス

区分		平成27年度	28年度	29年度
居宅サービス				
訪問介護	回数	17,073	17,308	17,542
	人数	1,747	1,771	1,795
訪問入浴介護	回数	173	202	231
	人数	36	42	48
訪問看護	回数	573	713	853
	人数	82	102	122
訪問リハビリテーション	回数	87	131	174
	人数	24	36	48
居宅療養管理指導	人数	12	18	24
通所介護	回数	25,112	25,920	26,368
	人数	2,856	2,928	3,000
通所リハビリテーション	回数	2,658	2,782	3,020
	人数	324	348	372
短期入所生活介護	回数	5,549	5,693	5,836
	人数	464	473	482
短期入所療養介護	回数	566	597	641
	人数	60	60	72
福祉用具貸与	人数	1,464	1,512	1,524
特定福祉用具購入	人数	24	25	26
住宅改修	人数	23	24	25
特定施設入居者生活介護	人数	24	36	48
居宅介護支援	人数	3,624	3,720	3,768
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	0	0	0
夜間対応型訪問介護	回数	0	0	0
	人数	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数	0	0	0
	人数	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人数	1,476	1,476	1,476
特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0
介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	348	348	348
複合型サービス	人数	0	0	0
通所介護	人数	36	36	36
介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	人数	720	732	744
介護老人保健施設	人数	804	828	852
介護療養型医療施設	人数	252	276	288

## 給付費

### 介護予防サービス

(円)

区分	平成27年度	28年度	29年度
介護予防サービス			
介護予防訪問介護	8,372,000	8,504,000	5,968,000
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	321,000	323,000	325,000
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	55,000
介護予防通所介護	53,217,000	53,827,000	50,627,000
介護予防通所リハビリテーション	4,673,000	4,891,000	4,983,000
介護予防短期入所生活介護	318,000	318,000	319,000
介護予防短期入所療養介護	0	0	154,000
介護予防福祉用具貸与	3,755,000	3,833,000	3,994,000
介護予防特定福祉用具購入	651,000	669,000	694,000
介護予防住宅改修	2,077,000	2,113,000	2,265,000
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
介護予防支援	10,058,000	10,316,000	10,670,000
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	7,635,000	7,635,000	7,635,000
介護予防通所介護	352,000	352,000	352,000
介護予防サービス計	91,429,000	92,781,000	88,041,000

介護サービス

(円)

区分	平成27年度	28年度	29年度
居宅サービス			
訪問介護	76,654,000	77,579,000	78,370,000
訪問入浴介護	1,887,000	2,313,000	2,393,000
訪問看護	2,708,000	3,865,000	4,523,000
訪問リハビリテーション	813,000	1,369,000	1,787,000
居宅療養管理指導	224,000	258,000	275,000
通所介護	183,134,000	190,271,000	198,361,000
通所リハビリテーション	23,993,000	25,057,000	26,340,000
短期入所生活介護	42,149,000	43,246,000	44,462,000
短期入所療養介護	4,899,000	5,140,000	5,502,000
福祉用具貸与	16,224,000	16,412,000	16,521,000
特定福祉用具購入	1,321,000	1,357,000	1,385,000
住宅改修	4,140,000	4,224,000	4,317,000
特定施設入居者生活介護	3,960,000	6,692,000	8,589,000
居宅介護支援	52,337,000	53,723,000	54,416,000
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	360,075,000	360,146,000	360,146,000
特定施設入居者生活介護	0	0	0
介護老人福祉施設入所者生活介護	88,428,000	88,757,000	88,806,000
複合型サービス	0	0	0
通所介護	2,408,000	2,408,000	2,408,000
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	175,681,000	178,375,000	181,409,000
介護老人保健施設	212,769,000	217,569,000	221,135,000
介護療養型医療施設	81,198,000	87,367,000	93,241,000
介護サービス計	1,335,002,000	1,366,128,000	1,394,386,000

### 3 介護保険総費用

第6期計画期間における給付費は、介護報酬の2.27%減改定その他、一定以上所得者の利用者負担割合の見直し、高額介護サービス費や補足給付の見直しなど、減少の要素もありますが、要介護認定者とサービス利用の自然増が見込まれることから、これまで介護保険給付費準備基金に積み立てた金額の一部を取り崩して対応します。

これを充てた後の金額を保険料に換算すると、高齢者一人当たりの基準月額が5,900円となります。

(円)

区分	平成27年度	28年度	29年度
介護予防サービス	91,429,000	92,781,000	88,041,000
介護サービス	1,335,002,000	1,366,128,000	1,394,386,000
利用者負担割合見直しに伴う財政影響額	△ 1,997,000	△ 3,073,000	△ 3,119,000
高額介護サービス	34,000,000	34,500,000	35,000,000
高額医療合算介護サービス	4,000,000	4,000,000	4,000,000
特定入所者介護サービス	80,013,000	81,028,000	82,906,000
補足給付見直しに伴う財政影響額	△ 4,478,000	△ 8,708,000	△ 9,139,000
審査支払手数料	1,516,000	1,532,000	1,545,000
介護保険給付費合計	1,539,485,000	1,568,188,000	1,593,620,000
地域支援事業費	32,653,000	32,653,000	38,653,000
財政安定化基金拠出金	0	0	0
財政安定化基金償還金	0	0	0
介護保険総費用	1,572,138,000	1,600,841,000	1,632,273,000

### 4 第6期介護保険料

第1号被保険者の保険料は、それぞれの市町村（保険者）が設定する基準額に所得段階別の割合を乗じて決まります。

基準額は、高齢者のニーズ、人口、要介護認定者、給付費等の動向を的確に把握、分析し、これらを基に今後必要となるサービスを見込み、できる限り過不足のない将来推計から算出したものであり、この計画の期間である平成27年度から29年度までの3年間適用されます。

基準額・月額

町の第6期介護保険料 基準額 (平成27年度～29年度)	月額 5,900円
---------------------------------	-----------

所得段階別の保険料月額と年額

制度改正により所得段階はこれまでの6段階から9段階になります。

また、低所得者への保険料の軽減が強化され、平成27年4月からは第1段階について、29年4月からは第1段階から3段階について軽減を実施することとされています。

段階	世帯	本人	基準額 ×割合	保険料月額	保険料年額	
第1段階	住民税 非課税	住民税 非課税	生活保護受給者の方、 老齢福祉年金受給者の方、 課税年金等収入金額が 80万円以下の方	×0.5	2,950円	35,400円
				×0.45	2,655円	31,860円 <sup>1)</sup>
				×0.3	1,770円	21,240円 <sup>2)</sup>
第2段階			課税年金等収入金額が 80万円超120万円以下の方	×0.75	4,425円	53,100円 <sup>2)</sup>
第3段階			課税年金等収入金額が 120万円超の方	×0.5	2,950円	35,400円 <sup>2)</sup>
				×0.75	4,425円	53,100円 <sup>2)</sup>
			×0.7	4,130円	49,560円 <sup>2)</sup>	
第4段階		住民税 非課税	課税年金等収入金額が 80万円以下の方	×0.9	5,310円	63,720円
第5段階 [基準額]			課税年金等収入金額が 80万円超の方	×1.0	5,900円	70,800円
第6段階	住民税 課税	住民税 課税	合計所得金額が 120万円未満の方	×1.2	7,080円	84,960円
第7段階			合計所得金額が 120万円以上190万未満の方	×1.3	7,670円	92,040円
第8段階			合計所得金額が 190万円以上290万未満の方	×1.5	8,850円	106,200円
第9段階			合計所得金額が 290万円以上の方	×1.7	10,030円	120,360円

1) 平成27年4月から予定

2) 平成29年4月から予定

## 5 平成32年度と37年度の推計

計画の作成資料を基に、平成32年度と37年度の高齢者を取り巻く状況等を推計しました。

(人・円・%)

区分	平成32年度	37年度
総人口	12,475	11,549
高齢者人口	4,640	4,506
高齢化率	37.2	39.0
要介護認定者	940	913
介護保険総費用	1,644,791,000	1,598,937,000
介護保険料 基準額 月額	6,100	6,300

## 資料編

## 鶴田町介護保険事業計画作成委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく鶴田町介護保険事業計画（以下「計画」という。）等を審議する鶴田町介護保険事業計画作成委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定め、もって介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るとともに、高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

### (審議事項)

第2条 委員会は、介護保険事業並びに高齢者福祉にかかわる実務者の検討結果を受け、計画案及び老人保健福祉計画見直し案の審議を行う。

### (組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 議会議長
- (2) 議会教育民生常任委員長
- (3) 民生委員児童委員協議会会長
- (4) 行政推進員連合会会長
- (5) 社会福祉協議会事務局長
- (6) 身体障害者福社会代表
- (7) 老人福祉等施設代表
- (8) 被保険者代表
- (9) 医師
- (10) その他町長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康保険課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

介護保険事業計画作成委員会名簿

	所属・職名	氏名	備考
1	町議会議長	出町 豊	
2	町議会教育民生常任委員会委員長	澁谷 光正	
3	民生委員児童委員協議会会長	中村 誠悦	
4	行政推進員連合会会長	佐藤 常義	
5	社会福祉協議会事務局長	奈良 秀夫	
6	つがる西北五広域連合 鶴田診療所所長	蝦名 鉄徳	
7	身体障害者福祉会会長	小坂 清弘	
8	特別養護老人ホーム鶴松園園長	棟方 光秀	
9	老人保健施設湖水荘事務長	山形 博明	
10	グループホーム連絡協議会会長	桜庭 修	
11	保健協力員会長	相川 敏子	
12	総務課長	中野 伸康	

介護保険事業計画作成検討会名簿

	所属	職名	氏名	備考
1	社会福祉協議会	次長	太田 紀子	
2	地域包括支援センター	課長	西村 仁美	
3	地域密着型特別養護老人ホーム 鶴のまどい	課長	奥瀬あや子	
4	特別養護老人ホーム鶴松園	介護支援専門員	松江 清彦	
5	老人保健施設湖水荘	介護支援専門員	工藤 清吾	
6	グループホーム連絡協議会	事務局	桜庭 裕之	
7	つがる西北五広域連合 鶴田診療所	次長	佐藤 浩美	
8	健康保険課	課長	泉 淳一	
9	健康保険課健康長寿班	班長	澁谷 朋樹	
10	健康保険課健康長寿班	総括主幹	神 美幸	
11	健康保険課国保介護班	班長	太田 勉	事務局
12	健康保険課国保介護班	総括主幹	寺山 好典	事務局

介護保険事業計画作成委員会及び検討会開催状況

開催日	会議名	備考
平成26年 6月10日	計画作成検討会	参加10名
平成26年 8月 5日	計画作成検討会	参加11名
平成26年10月 1日	計画作成検討会	参加12名
平成27年 2月 5日	計画作成検討会	参加12名
平成27年 2月20日	計画作成委員会	委員11名 事務局(健康保険課)

アンケート（ニーズ）調査実施状況

(人・%)

区分	対象数	回収数	回収率
要介護認定を受けていない高齢者 配布回収：民生委員	3,579	3,405	95.1
要介護認定を受けている高齢者 (要支援1～要介護2) 配布回収：居宅介護支援事業所等	538	217	40.3